

令和4年度（第55回）南町町内会定例総会

並びに

令和4年度（第4回）南町自主防災会総会

明るく住み良い
南町町内会にしよう

山形市南町町内会・自主防災会

日時：令和4年5月吉日

山形市南町町内会・自主防災会

定例総会次第

1. 開会・進行
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録作成人・及び署名人の選出
5. 議事

《南町町内会に関する事》

- (1) 令和3年度 事業報告
- (2) 令和3年度 収支決算報告及び会計監査報告
- (3) 会則の改訂(案)
- (4) 役員改選 (案)
- (5) 令和4年度 事業計画 (案)
- (6) 令和4年度 収支予算 (案)

《自主防災会に関する事》

- (1) 令和4年度事業計画 (案)
- (2) 南町自主防災会役員

添付：

- 資料 1. 南町町内会会則 (総会成立要件、役員変更)
- 資料 2. 南町町内会運営要領
- 資料 3. 南町町内会助成金規程
- 資料 4. 南町自主防災会規約
- 資料 5. 組長の手引き (南町町内会ホームページを参照)

(https://minami-chonaikai.com/KumichoTebiki_000001.pdf を参照)

5. 議 事

《南町町内会に関する事》

(1) 令和3年度 事業報告

月 日	事 業	場 所
1. 総括・総務部		
通年	町内会ホームページ編集・作成・維持管理 「組長の手引き」作成	事務所
4月	総会議案書作成作業 臨時役員会はコロナウイルスのため中止 (2月以来コロナウイルスのため、集会、懇親会などの自粛要請があった。)	事務所
4月4日	会計監査	プールハウス
4月8日	自治会活動保険契約	事務所
4月10日	町内会会長・副会長会議	プールハウス
4月14日	福祉三者懇談会(民生・児童委員、福祉協力員、福祉厚生部、自主防災部、総務部)	プールハウス
5月	総会議案書資料作成作業 定例総会議案書印刷	事務所
5月	第54回 南町町内会定例総会・自主防災会総会併記(書面総会)	回覧
5月22日	南町町内会書面総会の結果報告	回覧
5月22日	自治推進委員会総会	南部公民館
5月23日	総務部・福祉部合同協議会	プールハウス
5月26日	総務部部会	プールハウス
5月26日	山形第6地区防犯協会会議	南部公民館
5月29日	令和3年度第1回定期役員会(三密を避ける形で開催)	プールハウス
6月13日	令和3年度第1回定期役員会議事録要約 作成・配布	事務所
6月14日	南小地区交通安全対策協議会理事会 教育後援会役員会	南小学校会議室
6月18日	第六地区社会福祉協議会 常任理事会	南栄町会館
6月19日	環境保健衛生部部会 奥山忠氏副部長新任	プールハウス
6月20日	公園管理部部会丸山氏を副部長新任	プールハウス
6月25日	もも太郎さん運営推進会議	もも太郎さん(南四番町)
7月8日	地域福祉活動研修会(第六地区社会福祉協議会)	パレスグランデール
7月19日	山形市高齢者保健計画に関する住民懇談会 南町自主防災部部会	南部公民館 プールハウス
7月25日	総務部・福祉厚生部との合同部会	プールハウス

7月31日	自治推進委員会	南部公民館
8月6日	隣組長の手引き更新会議	プールハウス
8月7日	福祉厚生部部会	プールハウス
8月28日	敬老会用配布打ち合わせ	プールハウス
9月5日	米寿・金婚さん賀詞	事務所
9月14日	自主防災役員会	プールハウス
9月18日	敬老の日用 赤飯準備、お手紙の準備	プールハウス
9月23日	山形県防災フォーラム。Zoom で参加	事務所
9月24日	もも太郎さん運営推進会議(書面会議)	南四番町
9月24日	第六地区社協 赤い羽根、等の募金納入	南部公民館
9月30日	令和3年度 第2回定期役員会	プールハウス
10月8日	防犯協会役員会	南部公民館
10月12日	防犯協会より青木氏表彰	山形警察署
10月18日	令和3年度第2回定期役員会議事録要約 作成・配布	事務所
10月20日	ふれあい会 寒河江慈恩寺研修旅行	寒河江
10月21日	福祉厚生部との打ち合わせ	プールハウス
10月22日	福祉三者懇談会(民生・児童委員、福祉協力員、福祉厚生部、自主防災部、総務部)	プールハウス
10月27日	副会長による賛助会員へのお礼配布	プールハウス
10月31日	成年部による芋ほり体験参加	農楽園
11月3日	福祉部部会	プールハウス
11月12日	介護交流会の打ち合わせ会議	プールハウス
11月13日	生活安全対策部会議	プールハウス
11月13日	南部支部防犯研修会	八幡神社社務所
11月20日	交通事故状況視察	四番町十字路
11月22日	交通安全対策要望書を山形市役所広報課へ提出	山形市役所
11月24日	第六地区社協へ共同募金納入	南部公民館
11月25日	総務部・環境保健衛生部合同部会	プールハウス
11月30日	あんずの家運営推進会議	あんずの家
12月4日	介護交流会開催(社協、地域包括支援センター、民生委員、福祉協力員、町内会合同開催(自主防災部、福祉厚生部、総務部)	プールハウス
12月17日	もも太郎さん運営推進会議	もも太郎さん(南四番町)
12月19日	令和3年度第3回定期役員会	プールハウス

令和4年 1月12日	令和3年度第3回定期役員会議事録	事務所
1月18日	社協第6地区広報事業	南栄町会館
1月19日	あんずの家運営員会(書面会議) 組長の手引き 編集	事務所
2月15日	社協第六地区 編集会議参加	南栄町会館
2月22日	社協第六地区 編集会議参加 隣組長の手引き 発注	南栄町会館 事務所
3月3日	隣組長の手引き 印刷物引き取り	プールハウス
3月4日	社協第六地区福祉の広場編集会議参加	南栄町会館
3月5日	町内会組長会議開催 1番町、4番町	プールハウス
3月6日	町内会組長会議開催 2番町、3番町	プールハウス
3月12日	松寿会だより編集会議・印刷作業参加	プールハウス
3月16日	総務部・福祉厚生部合同部会	プールハウス
3月26日	令和3年度第4回定期役員会	プールハウス
3月29日	あんずの家運営推進委員会	あんずの家
	2. 社会教育部	
5月～7月	社会教育部に属する団体<(子供会(6月1日、12月13日)、歌謡会(6月1日)、パソコンクラブ(6月1日)、社体協(7月13日)>	助成金交付
7月と9月	盆踊り、こども樽神輿、	コロナの為中止
12月25,26日	社教部と子供会合同 子供絵画展	プールハウス
	【成年部】 メーリングリスト参加者数：20名	
通年	農楽園の運営	(冬季を除く)
10月31日	芋ほり体験(ホームページ参照)	農楽園
	【八幡神社】	
通年	八幡神社総代は年間40日ほど出社 コロナの影響で多くの一般参拝が制限された。	
	【子供会】 45名の学童が加入	
4月11日	みなみ子ども会 令和3年度通常総会	書面
8月28日	ラジオ体操	みなみ公園
10月16日	PTA 埃現回収	みなみプールハウス前
8月30日	公園清掃(ボランティア)	みなみ公園
10月31日	芋ほり体験に参加(ホームページ参照)	農楽園
12月12日	絵画展の絵画提出・準備	プールハウス
12月26日	こども絵画展(ホームページ参照)	プールハウス
12月26日	クリスマス会	プールハウス

	3. 福祉厚生部	
ふれあい会活動	4月から3月まで7回を予定していたが、5回が中止	コロナ感染のため中止
4月14日	福祉三者懇談会(民生・児童委員、福祉協力員、福祉厚生部、自主防災部、総務部)	プールハウス
4月14日	ふれあい会みなみ公園花見(ホームページ・松寿会便り参照)	みなみ公園
7月19日	山形市高齢者保健計画に関する住民懇談会	南部公民館
7月25日	総務部・福祉厚生部との合同部会	プールハウス
9月20日	敬老の日に赤飯お届け	プールハウス
10月20日	ふれあい会 慈恩寺史跡見学(ホームページ・松寿会便り参照)	慈恩寺 寒河江
10月22日	福祉三者懇談会(民生・児童委員、福祉協力員、福祉厚生部、自主防災部、総務部)	プールハウス
10月3日	介護交流会準備会議	プールハウス
12月4日	介護交流ふれあい会参加	プールハウス
通年	百歳体操：4月と9月はコロナウイルスによる休止、2月は厳冬のため休止(4月から2月までの参加者延べ人数：157名)	プールハウス
通年	松寿会主催ワナゲに協力：4月、8月、9月、2月、3月、休止(参加者延べ人数：99名)	プールハウス
	4. 環境保健衛生部(詳しくは、組長の手引きを参照)	
4月～11月	山形市春の一斉清掃、秋の一斉清掃、五堰クリーン作戦中止	町内全体
通年	ごみ集積所の見回りとネットなどの修理 違反ごみなどへの対処	
毎月	資源物回収データ作成	事務所・自宅
令和4年3月8日	資源物回収予定表の作成 故紙センターへ依頼	事務所
	5. 生活安全対策部	
	【山形市防犯連絡対策部との連携】	
4月23日	南部支部防犯役員会	南部公民館
毎月0の付く日	子供見守り活動(防犯旗を掲げる)	部員の家の前
5月26日	山形第6地区防犯協会会議	南部公民館
7月15日	一斉挨拶運動 六中学区	指定場所
10月26日	一斉挨拶運動 六中学区	指定場所
8月6日	防犯パトロール 鉄炮町地下道集合	南町町内会
9月15日	防犯パトロール 鉄炮町地下道集合	南町町内会
10月8日	防犯パトロール 鉄炮町地下道集合	南町町内会
12月10日	防犯パトロール 鉄炮町地下道集合	南町町内会

10月8日	防犯協会南部支部 役員会	南部公民館
11月13日	南部支部防犯研修会	八幡神社社務所
12月12日	青木氏防犯協会より表彰	山形警察署
毎月1回	南二番町交番便りを令和3年1月からホームページに掲載 町内会ホームページを参照	事務所
【交通安全】		
11月23日	山形市長あて要望書（交差点の安全性について）	南四番町
通年	街路灯の補修、側溝の改善など（組長の手引きを参照ください。）	全町内
通年	山形地区交通安全協会南部支部、南学区青少年健全育成協議会、第6地区青少年育成協議会 会議が中止	コロナ禍の為
6. 公園管理部		
通年	プールハウス集会所利用申し込み対応・鍵の管理	プールハウス
6月～10月（月の第2日曜日）	松寿会による公園清掃補助	みなみ公園
5月8日	みなみ公園一斉清掃（60名参加）	みなみ公園
5月	遊具・公園点検・要望などの報告書作成	事務所
6月20日	公園管理部部会	プールハウス
6月より	集会所使用許可願フォームの更新	公園管理部
7月30日	南町町内会子供会による公園清掃	プールハウス
11月13日	みなみ公園落ち葉拾い（一番町&四番町：37名参加）	みなみ公園
11月27日	みなみ公園落ち葉拾い（二番町&3番町：22名参加）	みなみ公園
12月19日	プールハウス年末大掃除（22名参加）	プールハウス
令和4年3月2日	山形市より令和3年度の要望書への回答 南町町内会ホームページを参照	事務所
3月15日	プールハウス2階を使用する為 令和4年度行政財産目的外使用許可申請書の提出	事務所
7. 広報部		
通年・毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・南町町内会ニュース作成・発行 回覧 ・ブログにて町内会ニュースを発信 	プールハウス・個人宅
	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館だより（元木・西部・南部公民館）の仕分けと配布 ・広報山形、県民の歩み、市議会報、社協だより各種回覧文書物など最大16種類 ・ブログの作成 	
7月から9月	<ul style="list-style-type: none"> ・盆踊り、ふるさと祭りのポスター作製、発行、掲示 	中止

8. 自主防災会		
4月14日	三者懇談会 災害時要支援者名簿の確認	プールハウス
7月19日	防災部部会	プールハウス
9月23日	山形県防災フォーラム参加	事務所
10月～12月	南町内会防災共助備蓄物資台帳作成	
10月22日	福祉三者懇談会（社協第六、山形市社協、地域包括支援センター、民生・児童委員、福祉協力員、福祉厚生部、自主防災部、総務部）	プールハウス
12月～2月	消火栓周りの除雪作業	南町町内

2 支出の部

項目	令和3年度予算額	令和3年度執行額	増減	備考
総会費、主要会議費、役員活動日当旅費	540,000	467,800	△ 72,200	(会長、副会長、監査)
総会費	160,000	100,000	△ 60,000	
定例総会費	60,000	0	△ 60,000	50名 * 1,100円
総会資料印刷代	100,000	100,000	0	
役員活動日当旅費	270,000	270,000	0	
役員活動日当旅費	190,000	190,000	0	
会長活動日当旅費	80,000	80,000	0	
ふるさと祭り反省会	60,000	0	△ 60,000	
賛助会会議費	50,000	97,800	47,800	
総務部	858,220	790,524	△ 67,696	
事務所費	111,000	67,082	△ 43,918	
備品費	35,000	0	△ 35,000	
事務所諸経費	36,000	36,000	0	
事務・消耗品費	40,000	31,082	△ 8,918	
会議費	80,000	51,753	△ 28,247	
会議費	40,000	42,651	2,651	各部及び行事関係者への連絡・とりまとめ
事務用品・印刷費	40,000	9,102	△ 30,898	
総務部活動費	667,220	671,689	4,469	
渉外費	20,000	10,000	△ 10,000	
社会福祉協議会費	179,000	178,100	△ 900	
第六地区赤い羽根募金	158,000	158,000	0	
組長活動日当旅費	73,000	79,000	6,000	
役員活動日当旅費	50,000	40,000	△ 10,000	
自治会活動保険	37,220	37,220	0	
組長会議費	20,000	57,639	△ 37,639	
集会所検討委員会費	30,000	0	30,000	
ホームページ関連事業	30,000	31,730	△ 1,730	
慶弔費	70,000	80,000	10,000	
広報部	220,000	170,253	△ 49,747	
役員活動日当旅費	195,000	160,000	△ 35,000	
部長、副部長活動日当旅費	40,000	30,000	△ 10,000	部長・副部長(2)
市報紙仕分け活動日当旅費	15,000	20,000	5,000	
ニュース作成活動日当旅費	20,000	20,000	0	
ブログ作成活動日当旅費	20,000	20,000	0	
ホームページ作成費	20,000	0	△ 20,000	
広報活動日当旅費	80,000	70,000	△ 10,000	広報誌配布サポート(8名)
備品・消耗品費	20,000	10,253	△ 9,747	
部会費	5,000	0	△ 5,000	

社会教育部	715,000	465,943	△ 249,057	
子供会助成金	160,000	160,000	0	
社体協助成金	15,000	15,500	500	
歌謡愛好会助成金	30,000	30,000	0	
パソコンクラブ助成金	30,000	30,000	0	
社教部活動費(成年部活動を含む)	70,000	70,000	0	
社会教育部会費	10,000	5,896	△ 4,104	(打ち合わせ準備など)
盆踊り	300,000	66,547	△ 233,453	
八幡神社活動負担金	20,000	8,000	△ 12,000	部長・副部長、盆踊り・子供樽神輿実行委員長、 八幡神社活動部長、成年部担当、子供会長
役員活動日当旅費	80,000	80,000	0	
福祉厚生部	490,000	444,857	△ 45,143	
松寿会助成金	150,000	150,000	0	
福祉厚生部活動費	65,000	45,531	△ 19,469	
調査費・消耗品費	10,000	4,000	△ 6,000	交通費など
介護交流会	10,000	4,316	△ 5,684	
いきいきサロン(お茶飲み会)	25,000	23,253	△ 1,747	定例お茶飲み会、百才体操、ワナゲ等
三者懇談会	20,000	13,962	△ 6,038	
役員活動日当旅費	160,000	180,000	20,000	部長・副部長、福祉協力員(10)、民生児童委員(2)
敬老会費	100,000	57,143	△ 42,857	
福祉厚生部部会費	15,000	12,183	△ 2,817	
環境保健部	72,000	44,831	△ 27,169	
ゴミ集積所管理費	30,000	2,831	△ 27,169	諸経費を含む
役員活動旅費日当	30,000	30,000	0	部長・副部長
環境協議会負担金	12,000	12,000	0	
公園管理部	290,000	245,875	△ 44,125	
公園管理費	10,000	6,702	△ 3,298	備品・消耗品
集会所管理費	230,000	169,173	△ 60,827	
集会所水道・光熱費	150,000	143,340	△ 6,660	
集会所通信費	40,000	0	△ 40,000	集会所でのインターネット使用費、他
活動管理費	40,000	25,833	△ 14,167	集会所清掃費(年末大掃除を含む)・他
役員活動日当旅費	50,000	70,000	20,000	部長・副部長、集会所管理部(鍵管理等)
生活安全対策部	367,000	391,951	24,951	
街路灯電気代	230,000	246,101	16,101	
街路灯増設・補修費	60,000	76,450	16,450	
運転者会助成金	5,000	5,000	0	
南小交対協負担金	6,000	6,000	0	
防犯連絡会負担金	8,000	8,000	0	
役員活動日当旅費	50,000	50,000	0	部長・副部長・防犯部員5名を含む
部活動諸費	8,000	400	△ 7,600	
自主防災部	150,000	45,589	△ 104,411	
役員活動日当旅費	50,000	40,000	△ 10,000	部長、副部長(3名)
部会費・企画費	10,000	5,589	△ 4,411	
備品費	90,000	0	△ 90,000	
会計部	155,000	149,909	△ 5,091	
役員活動日当旅費	120,000	120,000	0	部長、副部長
雑費・消耗品費	25,000	29,909	4,909	文具・積水ハウス業務委託手数料など
備品費	10,000	0	△ 10,000	プリンターなど
会館積立金	300,000	300,000	0	
小計支出	4,157,220	3,517,532	△ 639,688	
予備費	735,666	52,250	△ 683,416	隣組長の手引
合計	4,892,886	3,569,782	△ 1,323,104	

令和3年度 特別会計

【会館積立】

合計金額	15,626,666 円
------	--------------

<山形銀行（定期預金）>

令和3年度	契約件数	12 件
	契約残高	4,508,969 円

<ゆうちょ銀行（定期貯金）>

会館積立件数	契約件数	4 件
会館積立金額	契約残高	11,117,000 円
うち平成30年度繰入額		(850,000) 円
うち令和元年度繰入額		(400,000) 円
うち令和2年度繰入額		(300,000) 円
うち令和3年度繰入額		(300,000) 円

<ゆうちょ銀行（通常貯金）>

契約件数	1 件
契約残高	697 円

【お神輿積立】

合計金額	1,230,554 円
------	-------------

<ゆうちょ銀行（定期貯金）>

契約件数	1件
契約残高	1,230,000 円

<ゆうちょ銀行（通常貯金）>

契約件数	1件
契約残高	554 円

会計監査報告

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの監査結果を次の通り報告いたします。

記

現金出納簿、領収書、現金通帳などの書類を監査したが、全体にわたって
適正に執行され、不備のないことを認めます。

令和4年4月2日

南町町内会監事

神保 恵志郎



南町町内会監事

鈴木 将司



南町町内会会長

相馬 克正 様

(3) 会則の改訂 (案)

1. 総会規定について役員会の協議をもとに

第 11 条総会における総会議事決定の成立条件が明示されていないことから、委任状も含めた決議とするため以下の様に改定を提案する。

- ・町内会会則第 11 条-4 に拠る。

変更点 1：第 1 1 条 (総会)-4 議事は出席人数の過半数を持って決する。を
第 1 1 条 (総会) -4 総会は委任状を含めた出席人数の過半数で成立する。
とする。

変更点 2：以下を追加

第 1 1 条 (総会) -5 議事は委任状を含めた出席人数の過半数を持って決する。とする

2. 町内会 16 条 (入会) 入会金について

町内会会員の入会金が持ち家、集合住宅、賃貸家屋などに分類されているが、町内会員の種別判断が煩雑な事とも合わせて、種別を設ける必要性がないのではないかと役員会での意見から以下の様に提案する。

第 16 条 (入会) 入会金規定を「町内会に入会時の入会金は持ち家や賃貸住宅にかかわらず必要としない。」に変更する。

(4) 役員改選 (案)

令和 4 年度 役員

改選役員名：南三番町 A 副会長 奥山文雄氏 → 伊藤茂敏氏
南三番町 B 副会長 菅井正直氏 → 大河内勇氏
監事 神保恵志郎氏 → 及川正好氏

取り扱い注意

役職	氏名	電話	担当区	住所
会長	相馬克正	622-1891	南町内会	南一番町 2-15
副会長	蔵増 豊	625-1660	南一番町	南一番町 10-28
副会長	土井邦男	632-5388	南二番町 A	南二番町 1-21-801
副会長	平田 力	631-7510	南二番町 B	南二番町 2-7
副会長	伊藤茂敏	631-5251	南三番町 A	南三番町 3-27
副会長	大河内勇	624-5428	南三番町 B	南三番町 10-31
副会長	原田陽子	624-0621	南四番町 A	南四番町 3-21
副会長	奥山 忠	641-6236	南四番町 B	南四番町 9-18
会計	平田 力	631-7510	南町内会	南二番町 2-7
監事	及川正好	642-5309	南町内会	南三番町 1-8
監事	鈴木将司	090-3124-9271	南町内会	南二番町 1-21-1101

各区副会長担当区的位置図



(5) 令和4年度事業計画(案)

1 基本方針

明るく・住みよい南町町内会とするため、町内会に属する各部・各クラブ・各団体等との連携のもとに町内会事業を円滑に推進し、本町内会会員の全世帯と全世代が安心して参加できる町内会を目指す。また、現在のコロナ禍での町内会の在り方を模索しながら以下の事業計画を策定する。

2 主要事業

- 1) 昨年度に行った「隣組長の手引き」の更新を基に、この手引きの使い勝手の検証を行う。
- 2) 次々に現れる新型コロナウイルスへの対応を下に、まずは、恒例事業の遂行を目指す。
- 3) 可能な限り、集会所建設へのスケジュールを提示する。

3 恒例事業

- 1) 盆踊り大会を7月30日(土)雨天の場合は7月31日(日)を目途とする。
- 2) ふるさと祭り(子供たる神輿、敬老会)の励行。
- 3) 賛助会員懇親会を10月を目途に行う。
- 4) 組長会議開催、総会の日と第4四半期を目途とし、2回行う。

4 各部の事業計画と目的

- ・成年部を含めた社教部活動の活性化

1) 総括・総務部

- ・今年度の町内会重要事業と恒例重要事業の遂行とサポート
- ・各部の業務にかかる事業の補助及び指導
- ・定期役員会の開催と議事録の作成
- ・組長会議の開催
- ・部制に伴う人員の配置策定
- ・渉外関係事業のまとめ・遂行
- ・ホームページの編集・運営
- ・その他南町町内会に係る必要とされる活動

2) 社会教育部

- ・盆踊り事業の遂行・運営
- ・ふるさと祭り運営
- ・みなみ子供会育成会に対する助成・協力
- ・歌謡愛好会、パソコンクラブへの助成・協力
- ・成年部との連携・活動支援
- ・八幡神社総代の活動支援
- ・社会体育協会の活動支援

3) 福祉厚生部

- ・三者懇談会など、外部団体特に地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生・児童委員、福祉協力員等との連携で行う活動を総務部や自主防災会などと共に行う。
- ・ふれあい会(お茶飲み会)の開催
- ・百歳体操の継続運営
- ・日帰り研修活動の継続開催
- ・松寿会との連携で、お茶飲み会、ワナゲ会等の活動協力
- ・敬老会の開催・運営
- ・松寿会への助成
- ・松寿会との連携活動(芋煮会、一泊研修旅行等)
- ・その他、町内会会員の福祉厚生に係ることに協力する。

4) 環境保健衛生部

- ・資源物回収事業の管理運営
- ・ごみ集積所カラス防止網交換等集積所の管理・改善
- ・一斉清掃など市行政や第六地区環境保健推進協議会等との連携事業
- ・小・中学校の保健衛生との連携
- ・側溝のよどみによる悪臭など、保健衛生に係る事業

5) 生活安全対策部

- ・南町町内会員の生活安全に関すること
- ・山形市防犯協会との連携活動
- ・公衆街路灯の維持管理
- ・側溝など町内の生活関連インフラ施設の改善改良見守り
- ・交通安全に係る問題に対処する

6) 公園管理部

- ・みなみ公園の維持管理
- ・プールハウス2階の集会所の維持・管理
- ・みなみ公園清掃（春・秋の一斉清掃等）
- ・集会所の利用実績のとりまとめ
- ・集会所利用者による年末大掃除

7) 広報部

- ・「南町町内会ニュース」編集・発行・配布
- ・町内会ニュースをブログで配信・管理
- ・回覧や公民館だよりの仕分けと配送
- ・お知らせ、チラシ緊急通知などの手配・配布
- ・ニュース等の伝達方法の改良・推進
- ・町内会ブログとホームページの周知に努力する。

8) 自主防災部

- ・防災知識・意識の普及・啓発
- ・避難行動・防災訓練の実施
- ・防災資器材の整備・管理
- ・町内に設置してある消火栓周りの除雪等
- ・山形市の避難行動支援制度の周知と個別計画作成の支援
- ・市、県が実施する防災訓練・研修・会議等への参加

9) 会計部

- ・次年度に今年度の役員会協議を経て、懸案の特別会計「お神輿積立金」を取り崩し、一般会計に編入予定。その用途は、特別会計「会館積立金」への編入に限定せず有効活用もおこなう。
- ・会計処理の透明化のため、定期役員会にて各期の会計報告に努める。
- ・入会金の徴収を廃止する。

(6) 令和4年度収支予算 及び費目(案)

1 収入の部

(単位：円)

項 目	3年度決算額	4年度予算案	増減	備 考
会費	2,608,000	2,602,000	△ 6,000	会員世帯数減少予定
賛助会費	375,000	375,000	0	
小規模事業所	65,000	65,000	0	
小規模事業所以外	310,000	310,000	0	
入会金	0	0	0	入会金の徴収をやめる
持ち家世帯	0	0	0	
集合住宅	0	0	0	
諸収入	962,777	991,400	28,623	
広報誌配付謝礼	190,823	190,000	△ 823	広報紙配布数に準じた謝礼
街路灯補助金	222,360	200,000	△ 22,360	街路灯電気代補助金
街路灯設置補助金	76,450	50,000	△ 26,450	故障街路灯の修理代補填
公園管理協力金(謝礼)	51,400	51,400	0	
日赤普及活動交付金	14,350	15,000	650	集金額の10%
盆踊花代	0	10,000	10,000	
ふるさと祭り花代	0	10,000	10,000	子供たる神輿など
資源回収奨励金	132,100	120,000	△ 12,100	山形市ごみ減量課より助成金
賛助会員提供資源物	55,294	50,000	△ 5,294	賛助会員からの提供資源物代金 2千円程度町内会資源物分を含
ゴミ集積所管理補助金	80,000	80,000	0	
山形市防災対策補助金	0	30,000	30,000	防災訓練補助金
いきいきサロン活動費	15,000	15,000	0	六地区社協による助成金
福祉協力員活動費	100,000	100,000	0	
ゴミネットbox補助金	0	50,000	50,000	新たに2基予定
介護ふれあい交流会助成金	0	0	0	地区社協が経費支払い
六地区社協三者懇談会	21,000	20,000	△ 1,000	地区社協助成金(2回分の出席人数分)
その他	4,000	0	△ 4,000	組長活動日当旅費返還
利息	165	165	0	
山形銀行	152	152	0	
郵便局	13	13	0	
前期繰越金	1,008,235	1,384,395	376,160	
合 計	4,954,177	5,352,960	398,783	

2 支出の部

項 目	3年度決算額	4年度予算案	増減	備 考
総会費、主要会議費、役員活動日当旅費	467,800	690,000	222,200	(会長、副会長、監査)
総会費	100,000	270,000	170,000	
定例総会費	0	70,000	70,000	組長会議と同日
総会資料印刷代	100,000	100,000	0	
組長会議費	0	100,000	100,000	年2回 総務部より移動
役員活動日当旅費	270,000	270,000	0	
役員活動日当旅費	190,000	190,000	0	顧問(1名)及び監査(2名)と副会長(7)
会長活動日当旅費	80,000	80,000	0	
ふるさと祭り反省会	0	60,000	60,000	27名*2000
賛助会会議費	97,800	90,000	△ 7,800	
総務部	790,524	980,020	189,496	
事務所費	67,082	123,000	55,918	
備品費	0	50,000	50,000	住宅地図,事務用ソフト,プリンター
事務所諸経費	36,000	36,000	0	
事務・消耗品費	31,082	37,000	5,918	
会議費	51,753	50,000	△ 1,753	
会議費	42,651	40,000	△ 2,651	各部との会議及び行事関係者への連絡・とりまとめ
事務用品・印刷費	9,102	10,000	898	
総務部活動費	671,689	807,020	135,331	
渉外費	10,000	20,000	10,000	
社会福祉協議会費	178,100	178,100	0	
第六地区赤い羽根募金	158,000	158,000	0	
組長活動日当旅費	79,000	80,000	1,000	2,000円*40
役員活動日当旅費	40,000	50,000	10,000	部長・副部長(3)
ボランティア保険(役員・組長)	37,220	40,000	2,780	
組長会議費	57,639	0	△ 57,639	総会費、主要会議費へ移動
集会所検討委員会費	0	30,000	30,000	外部者、会議費
ホームページ関連事業	31,730	120,920	89,190	
ジャストシステム サーバー代	7,750	18,600	10,850	1550x12か月
使用ソフトのバージョンアップ	3,980	15,000	11,020	
ホームページ作成日当旅費	20,000	20,000	0	
プララ プロバイダー料	0	67,320	67,320	5610x12か月
慶弔費	80,000	130,000	50,000	2名の役員退任者へ

広報部	170,253	200,000	29,747	
役員活動日当旅費	160,000	170,000	10,000	部長・副部長(2)・配布員(31年一人増員7人)を含む。町内会ニュース・チラシ作成、市報・回覧配布・情報収集など
部長、副部長活動日当旅費	30,000	40,000	10,000	
市報紙仕分け活動日当旅費	20,000	20,000	0	
ニュース作成活動日当旅費	20,000	20,000	0	
ブログ作成活動日当旅費	20,000	20,000	0	
広報活動日当旅費(7人)	70,000	70,000	0	
備品・消耗品費	10,253	25,000	14,747	
部会費等雑費	0	5,000	5,000	
社会教育部	465,943	710,000	244,057	
子供会助成金	160,000	185,000	25,000	町内会最大の助成金で確かな活動報告が求められる
社体協助成金	15,500	15,000	△ 500	
歌謡愛好会助成金	30,000	20,000	△ 10,000	
パソコンクラブ助成金	30,000	10,000	△ 20,000	インターネット代金を返上
成年部活動	70,000	70,000	0	
社会教育部会費	5,896	10,000	4,104	(打ち合わせ準備など)
盆踊り	66,547	300,000	233,453	
八幡神社活動負担金	8,000	20,000	12,000	部長・副部長、盆踊り・子供樹神輿実行委員長、八幡神社活動部長、成年部担当
役員活動日当旅費	80,000	80,000	0	
福祉厚生部	444,857	493,000	48,143	
松寿会助成金	150,000	130,000	△ 20,000	
福祉厚生部活動費	45,531	63,000	17,469	
調査費	4,000	8,000	4,000	日当・交通費など
介護交流会	4,316	0	△ 4,316	社協第六地区が負担
ふれあい会(お茶飲み会)	23,253	35,000	11,747	定例お茶飲み会、百才体操、ワナゲ等
三者懇談会	13,962	20,000	6,038	
役員活動日当旅費	180,000	190,000	10,000	部長・副部長(5)、福祉協力員(10)、民生児童委員(2)
敬老会費	57,143	90,000	32,857	敬老会 45名
福祉厚生部部会費	12,183	20,000	7,817	

環境保健部	44,831	252,000	207,169	
ゴミ集積所管理費	2,831	200,000	197,169	諸費、新規ボックス作成費等
役員活動旅費日当	30,000	40,000	10,000	部長・副部長（2）
環境協議会負担金	12,000	12,000	0	
公園・集会所管理部	245,875	270,000	24,125	
公園管理費	6,702	10,000	3,298	消耗品
集会所管理費	169,173	190,000	20,827	
集会所 光熱費	143,340	160,000	16,660	
集会所通信費	0	0	0	費目を総務部に統一
活動管理費	25,833	30,000	4,167	集会所清掃費 (年末大掃除を含む)・他
役員活動日当旅費	70,000	70,000	0	部長・副部長、集会所管理部（鍵管理等）
生活安全対策部	391,951	419,000	27,049	
街路灯電気代	246,101	260,000	13,899	
街路灯増設・補修費	76,450	80,000	3,550	
運転者会助成金	5,000	5,000	0	
南小交対協負担金	6,000	6,000	0	
防犯連絡会負担金	8,000	8,000	0	
役員活動日当旅費	50,000	50,000	0	部長・副部長・防犯部員 全5名を含む
部会費・活動費	400	10,000	9,600	会議費・印刷代など
自主防災部	45,589	310,000	264,411	
役員活動日当旅費	40,000	50,000	10,000	部長、副部長3名
部会費・企画費	5,589	10,000	4,411	総合計画策定
備品費	0	250,000	250,000	アルファーム・発電機など防災用品
会計部	149,909	170,000	20,091	
役員活動日当旅費	120,000	120,000	0	部長、副部長
雑費・消耗品費	29,909	30,000	91	文具・積水ハウス業務委託手数料など
備品費	0	20,000	20,000	プリンターなど
会館積立金	300,000	600,000	300,000	
小計支出	3,517,532	5,094,020	1,576,488	
予備費	52,250	258,940	206,690	
合 計	3,569,782	5,352,960	1,783,178	

《自主防災会に関する事》

(1) 令和4年度事業計画(案)

令和4年度の事業計画は下記「南町自主防災会基本防災計画」を基に、町内会総会資料 令和4年度事業計画(案)中、5.各部の事業計画の8)自主防災部事業計画に表示したとおり。

南町自主防災会基本防災計画

1. 目的

この計画は、南町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他災害の減災と地域住民の安全の確保に努めることを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災会の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 災害時及び平常時の活動に関する事。
- (3) 避難場所及び避難所、共助備蓄物資に関する事。

3. 編成及び任務分担

編成	任 務 の 分 担		構成する町内会の 専門部等の充て職
	災害時の活動	平常時の活動	
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動の総括 ・ 活動拠点の設置 ・ 市避難所運営委員会への人員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災活動の総括 	会 長
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長の任務の補佐 ・ 各専門部活動の連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の企画実施 ・ 防災知識の普及、啓発 ・ 共助備蓄物資の整備、管理 ・ 防災関係機関との窓口業務 	自主防災部長
総務広報部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握 ・ 情報の収集、伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及、啓発 	自主防災部副部長 広報部 総務部
避難誘導部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認 ・ 避難誘導 ・ 自宅避難者への支援 ・ 災害時要援護者の避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所の把握 ・ 避難経路の確認 ・ 災害時要援護者の把握 	自主防災部副部長 町内会副会長 隣組長 民生・児童委員 福祉協力員 生活安全対策部 社会教育部
避難所運営部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共助備蓄物資の点検、管理 	自主防災部副部長 公園管理部 福祉厚生部 民生・児童委員 福祉協力員 社会教育部 環境保健衛生部 隣組長

4. 災害時の活動

(1) 活動拠点の設置

- 1). 防災活動の拠点（本部等）を役員と協議のうえ立ちあげる。

(2) 市避難所運営委員会への人員派遣

- 1). 山形市の避難所が開設され、市避難所運営委員会が設置され、人員派遣の要請があったときは、会員を派遣する。

(3) 被害状況の把握、情報の収集伝達

- 1). 住民の安否や地区内の被害状況を把握し、会長、副会長、各専門部での情報共有及び活動の調整を図る。
- 2). 市防災支部や市避難所、消防機関、警察などの防災関係機関へ必要な情報を伝達する。
- 3). 地区住民へ必要な情報を伝達する。

(4) 安否確認、避難所誘導等

- 1). 住民の安否を確認し、会長に報告する。
- 2). 災害により地区住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、安全な避難経路を確保し、速やかに住民を避難場所又は地区市避難所へ誘導する。
避難場所及び地区市避難所は、別紙1のとおり。
- 3). 隣組長は、積極的に隣組員を避難誘導するものとする。
- 4). 自宅避難生活を送る住民に対して必要な支援を行う。

(5) 災害時要援護者の避難支援

- 1). 避難支援者と地域住民が協力し、災害時要援護者の避難行動を支援する。

(6) 避難所の運営

- 1). 地区避難所を開設した場合は、地区住民及び避難者と協力して自主的に地区避難所を運営する。
- 2). 市避難所へ避難した場合は、市避難所運営委員会や自主防災組織、地域団体等と連絡し、市避難所の運営に協力する。

5. 平常時の活動

(1) 防災知識の普及・啓発

- 1). 町内の広報紙、防災講座、防災訓練等により、次の事項について普及・啓発を行う。
 - ・防災会規約及び防災計画に関すること。
 - ・避難経路、避難場所等に関すること。
 - ・家庭における自助備蓄に関すること。
 - ・防災会活動への参加に関すること。
 - ・その他防災に関すること

(2) 防災訓練

- 1). 情報の収集伝達、避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。

(3) 危険箇所の把握・避難経路の確認

- 1). 災害時における地域内の危険箇所を把握する。
- 2). 災害時の避難誘導に備え、災害の種類に応じた避難経路を確認する。

(4) 災害時要援護者の把握

- 1). 個人情報保護を順守しながら避難支援者と協力し、災害時要援護者の状況を把

握する。

(5) 共助備蓄物資の整備、点検、管理

- 1). 防災活動に必要となる防災資器材を共助備蓄物資として整備する。
- 2). 整備した共助備蓄物資を定期的に点検し、適正に台帳などで管理する。

別紙1 避難場所及び避難所

災害の種類	避難場所 (屋外)	地区避難所 (屋内)	市避難所 (屋内)
地震	山形市みなみ公園	みなみ市民プール 2階プールハウス	山形県立西高等学校
風水害	(屋外は指定しない)	みなみ市民プール 2階プールハウス	犬川の北側：山形県立西高等学校 犬川の南側：南小学校

(2) 南町自主防災会役員

南町防災会役員は、以下のとおり。

新任：自主防災部副部長 秋場 康彦

南 町 自 主 防 災 会 役 員

自主防災会役職	町内会での役職名	自主防災会役職	町内会での役職名
会 長	町内会会長	避難誘導部長	自主防災部副部長 大河内 勇
副 会 長	自主防災部部長 齋藤 則夫	副部長	生活安全対策部長
会 計	町内会会計部長	副部長	社会教育部長
監 事	町内会監査役	避難所運営部長	自主防災部副部長 原田 陽子
総務広報部長	自主防災部副部長 秋場 康彦	副部長	公園管理部長
副部長	広報部長	副部長	福祉厚生部長
副部長	総務部副部長		

山形市南町町内会会則

制定 昭和 43 年 6 月 16 日

改正 昭和 46 年 5 月 22 日 昭和 48 年 5 月 6 日
昭和 49 年 4 月 29 日 昭和 51 年 4 月 29 日
昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 57 年 5 月 30 日
昭和 62 年 5 月 17 日 平成 10 年 5 月 1 日
平成 11 年 5 月 16 日 平成 13 年 5 月 20 日
平成 15 年 5 月 18 日 平成 16 年 5 月 16 日
平成 19 年 5 月 20 日 平成 27 年 5 月 17 日
平成 30 年 5 月 20 日 令和元年 5 月 19 日
令和 2 年 5 月 17 日 令和 4 年 5 月 15 日

第 1 条 (名称及び事務所)

この会は、南町町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

第 2 条 (会 員)

この会は、正会員と賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は、山形市南一番町、南二番町、南三番町、南四番町及び当該区域に隣接する地域に住所を有する者でこの会の趣旨に賛同するものとする。
- 3 賛助会員は、当該区域に所在する事業所などで、この会の趣旨に賛同するものとする。

第 3 条 (目 的)

この会は、地縁を基にした南町町内会会員相互の親睦、福利の増進をはかり、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事 業)

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広報公聴に関する事。
- (2) 公園管理に関する事。
- (3) 社会教育に関する事。
- (4) 環境・保健衛生に関する事。
- (5) 生活安全対策に関する事。
- (6) 災害・防災に関する事。
- (7) 福祉・厚生に関する事。
- (8) 会員相互の親睦に関する事。
- (9) その他、この会の目的達成に関する事。

第 5 条 (役 員)

この会に次の役員をおく

会 長	1 名
副会長	7 名 (一番町 1 名、二番町 2 名、三番町 2 名、四番町 2 名)
会 計	1 名
監 事	2 名

- 2 会長、副会長、会計及び監事は総会に於いて選出する。

第6条 (任 期)

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 (職 務)

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 会長は、役員会での協議を経て、各部の部長・副部長を選任する。
- 3 会長は、役員会での協議を経て、公序良俗に反する行為を行った役員解任を行うことが出来る
- 4 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは役員会が副会長の中から代理を選任する。
- 5 副会長は区内の組長と連絡を取り区内の状況（会員数の変化など）を把握することに努める。
- 6 会計は会長の命を受け、四半期ごとの会計処理を柱とし、定期役員会・総会への報告及び本会会員が本会運営に関わるすべての収入・支出の把握と会計事務にあたる。
- 7 監事は本会の会計と業務執行の状況を監査する。

第8条 (顧問及び参与)

- 1 この会に顧問及び参与を置くことが出来る。
- 2 顧問及び参与は、役員会の協議を経て会長が委嘱する。

第9条 (組長・評議員)

- 1 各隣組に組長及び副組長各1名をおき、組員に対する連絡調整にあたる。
- 2 組長及び副組長の選出は、各組輪番によることを原則とする。
- 3 評議員には組長をもって当てる

第10条 (会 議)

この会の会議は、総会及び役員会とする。ただし、会長は必要に応じ役員及び組長による合同会議を招集することが出来る。

第11条 (総 会)

- 1 総会は毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を招集することが出来る。
- 2 総会は役員と評議員で構成する。
- 3 総会の議長は南町町内会会員から選出する。
- 4 総会は委任状を含めた出席人数の過半数で成立する。
- 5 議事は委任状を含めた出席人数の過半数を持って決する。

第12条 (付議事項)

総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算
- (2) 役員選出
- (3) 会則の改廃
- (4) その他、この会に重要と認められる事項

第13条 (役員会)

- (1) 役員会は四半期ごとの会計報告を基に、四半期ごと定期に開催する。会長は必要に応じ役員会を招集することができる。

- (2) 複数の役員が役員会の開催を要求した場合、会長は役員会を招集しなければならない。
- (3) 役員会は次の事項を協議する。
 - 1) 総会に提出する事項
 - 2) 役員及び部員の活動
 - 3) 町内会活動報告と活動計画及びその評価
 - 4) その他、この会の運営上必要と認められる事項

第14条 (議事録及び記録)

- 1 総会の議事については議事録を作成するとともに、役員会その他この会の運営上必要な事項について記録するものとする。
- 2 議事録には、議事録作成人、議事録署名人、日時、場所が明記されなければならない。

第15条 (簿 冊)

この会に次の簿冊を備えるものとする。

- 1) 会員名簿 2) 現金・財務出納簿・預貯金通帳 3) 総会・役員会議事録及び各部の事業報告 4) 役員名簿 5) その他の簿冊を備え、7年間を保存期間とする。

第16条 (入 会)

町内会に入会時の入会金は持ち家や賃貸住宅にかかわらず必要としない。

第17条 (経 費)

- 1 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
- 2 正会員は月会費 500 円とする。月の途中で転出した者の会費は、その月の15日以上居住したときは1か月分を納入しなければならない。
- 3 会費の納入は、各組に於いてとりまとめ会計に委託する。
- 4 賛助会員は年会費 10,000円とする。小規模事業所については5,000円の拠出も認めることとする。
- 5 預入先は、最寄りの金融機関とする。
- 6 町内会活動にかかわる旅費・経費細則は、運営要領に定める。

第18条 (慶弔規定)

この会の慶弔は、次のとおりとする。

- (1) 役員歴者の退任にあたっては、次の通りの規定で慰労金を贈呈する。

5年以上の歴任者	2万円
10年以上の歴任者	3万円
特別功労者	5万円
- (2) この会の役員歴任者が不幸の場合は5,000円とする。
- (3) この会の会員が不幸の場合は3,000円とする。
- (4) この規定の施行に必要な事項は、役員会で定める。

第19条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第20条 (委 任)

この会則の施行について必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和43年7月1日から施行する。

- 附 則 (昭和46年5月22日から施行)
- 附 則 (昭和48年5月6日から施行)
- 附 則 (昭和49年4月29日から施行)
- 附 則 (昭和51年4月29日から施行)
- 附 則 (昭和55年4月1日から施行)
- 附 則 (昭和57年5月30日から施行)
- 附 則 (昭和62年5月17日から施行)
- 附 則 (平成10年5月18日から施行)
- 附 則 (平成11年5月16日から施行)
- 附 則 (平成13年5月20日から施行)
- 附 則 (平成15年5月18日から施行)
- 附 則 (平成16年5月16日から施行)
- 附 則 (平成19年5月20日から施行)
- 附 則 (平成27年5月17日から施行)
- 附 則 (平成30年5月20日から施行)
- 附 則 (令和元年5月19日から施行)
- 附 則 (令和2年5月17日から施行)
- 附 則 (令和4年5月15日から施行)

添付、資料 2

南 町 町 内 会 運 営 要 領

制定 昭和 49 年 4 月 21 日

改正 平成 23 年 5 月 15 日

改正 平成 30 年 5 月 20 日

改正 令和元年 5 月 19 日

改正 令和 2 年 5 月 17 日

1. 目 的

この要領は、本会の会則に則り、町内会事業計画の実施を円滑に推進し、その目的を達成するための活動指針を定めるものである。

2. 役 員

本会役員の改選手続きは、次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- (2) 会長については、10 年を限度とし、本会役員会が次期会長を推薦する。
- (3) 副会長については、各区の組長会が次期副会長を推薦する。
- (4) 前項の方法を持ってしても副会長を選任できない場合は、組数の若い順に選任しなければならない。

3. 部 制

会則に沿った、本会事業の円滑な運営・推進を図るため、次の部をおき、その業務を分担する。

各部に部長 1 名をおくほか、副部長および部員若干名を置くことができる。会長は役員会での協議を経て、これを委嘱する。

- (1) 総務部
- (2) 社会教育部
- (3) 福祉厚生部
- (4) 環境保健衛生部
- (5) 公園管理部
- (6) 生活安全対策部
- (7) 自主防災部
- (8) 広報部
- (9) 会計部

4. 業務内容と役割

本会各部の事業内容は次のとおりとし、部長、副部長が協力し、その運営に当たる。

(1) 総務部

この部は、本会事業の企画、総会・役員会など会務にかかる文書の授受と処理および各部への連絡の他、各部に属さない業務にあたる。部長は、本会の会長が兼務するか、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、副部長、本会副会長をもって構成することができる。

(2) 社会教育部

この部は、本会レクリエーションの実施、子供育成会および各サークルそして盆踊などの社会教育的な団体の指導と運営及び助成をおこなう。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、副部長、子供育成会、松寿会など各サークルからの選出者をもって構成する。

(3) 福祉厚生部

この部は、高齢者や障害者を含めた社会的弱者の会員を対象に、ふれあい会の運営、松寿会への指導及び助成を行う。また、社会福祉協議会、民生児童委員及び福祉協力員など福祉関連団体との連携により会員福祉の向上と親睦を目的に運営にあたる。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。

(4) 環境保健衛生部

この部は、塵埃、不燃物の処理、資源回収及び家庭内外の病虫害対策等の環境衛生並びに保健衛生の推進及び運営にあたる。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、必要に応じ各区の組長から若干名を選任することができる。

(5) 公園管理部

この部は、公園の維持管理及び集会所の管理運営を行う。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は、必要に応じ各区から若干名を選任することができる。

(6) 生活安全対策部

この部は、町内会住民の生活上の問題に対処する。また、防犯連絡会、運転者会の指導および助成、並びに公衆街路灯、道路のインフラの監視を行う。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。副部長及び部員は必要に応じ若干名を選任することができる。

(7) 自主防災部

自主防災会の運営を主として、災害想定に即した本会地域の防災体制の整備を行い、山形市の防災訓練などを通じて町内の防災意識を高める。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は副部長及び各区の町内会会員から介護、医療、防災の技術を有した人材を選任することができる。

(8) 広報部

近年の情報および情報機器の多様化に伴い、市報の配付や町内会ニュースなどの情報発信手段を含めてインターネットを活用した情報の収集・発信を充実させることを

目的に活動する。部長は、この分野に適した会員を役員会の協議を経て会長が任命する。部員は副部長及び各区の副会長が当たり必要に応じ各サークルから選任することができる。

(9) 会計部

会則第7条の6に則り、四半期ごとの決算を柱とし総会用会計資料の作成を行い、会計の見える化を図ることや預貯金通帳の管理などを通して町内会の健全な活性化を図る。

会計部長は、役員会の協議を経て町内会会長が推薦し、総会において選出する。部員として副部長を置くことができる。また、必要に応じて会計士の助力を得ることができる。

5. 役員会

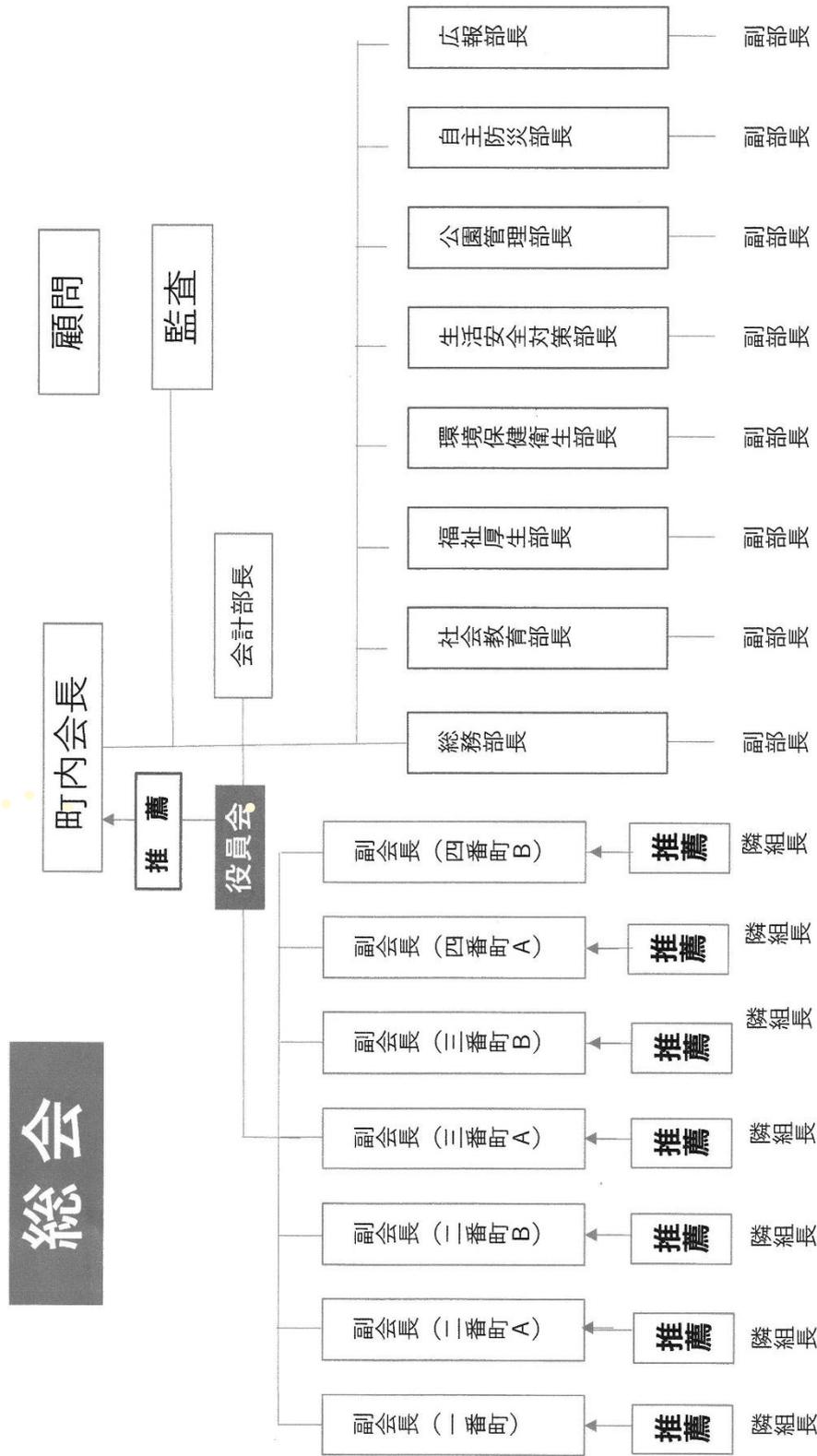
- (1) 本会の役員会は、会則に則り、会長、副会長、会計、の三役で構成し、必要に応じて監事及び各部の・部長・執行役の参加を求めることができる。
- (2) 役員会議長は本会会長が努める。会長が不在の場合は、本会副会長の中から選出する。
- (3) 本会の組織構成図は、添付図1のようになる。組織の構成は、時代の変化を取り込めるように、常に見直しの努力を続ける。

6. 旅費・経費

- (1) 会の運営を行うため、期初定める金額を支払う（活動費日当）
- (2) 出張を行う時は、旅程費・日当を支払う場合がある。
 - ・私有車を提供する場合、直線距離片道 50km 以上、km 当たり 20 円を燃料費として支払う。
 - ・日当は、所要時間 6 時間以上を要する場合は 1,000 円を支給する。同乗者は 1 名を認め同額を支給する。
 - ・宿泊を行う場合は、会長に事前に申し出、許可を受ける。実費を支給する。
 - * km/20 円の算出基礎：1 リッター単価 140 円 リッター当たり走行距離 10km で計算車の損料・維持費を若干加味して 20 円とする。

図 1.南町町内会組織図

山形南町町内会 組織概要図



南町町内会員・賛助会員

添付、資料 3.

南 町 町 内 会 助 成 金 規 程

制定 平成19年4月29日

改定 平成30年5月20日

(趣 旨)

第1条 この規程は、本会の会員で構成される各種団体に本会が一部助成することにより、本会の健全な発展を図ることを目的とする。

(助成団体)

第2条 南町町内会が助成の対象とする団体(助成団体という)の要件は、次の通りとする。

- 1) 助成団体の目的は、社会・良俗に反しないものであること。
- 2) 助成団体の実質的会員数は5名以上(ただし、本会会員以外の会員数は約30%以内)とする。
- 3) 助成団体の主体は、本会会員であること。
- 4) 活動を継続的に実施している団体であること。

(助成の申請)

第3条 助成を受けようとする団体は、2月末日までに次の書類を添えて町内会長に申請する。

- (1) 会則(2回目からは改正のあった場合のみ)
- (2) 役員および会員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 歳入歳出予算書
- (5)

(申請の審査)

第4条 申請があった場合は、本会役員会において審査し、その結果を申請団体に通知する。

(助成の報告)

第5条 助成を受けた団体は、当該年度の2月末日までに、次の書類を添えて町内会長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 歳入歳出決算書

(変更の報告)

第6条 年度中途において第2条および3条の規定と異なる事業を実施することとなった場合、及び事業を中止することとなった場合は、速やかに報告し助成金を返還しなければならない。

(調査)

第7条 町内会長は、必要に応じ助成団体に関係書類の提出を求め、実施状況調査を行うことができる。

附 則

この規程は、令和2年5月20日から適用する。

添付、資料 4

南町自主防災会規約

(目的)

第1条 この組織は、住民の隣保互助の精神に基づき、地震、風水害及び土砂災害など非常災害に際し、自主的かつ組織的な防災活動を行い、もって地域内住民の安全を確保し、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(名称)

第2条 この組織は、南町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会に事務所を置く。

2 事務所の位置は、南町町内会会長宅とする。

(構成)

第4条 本会は、南町町内会(以下「町内会」という)の会員世帯(以下「会員」という)で構成する。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害時における被害状況の把握、避難誘導及び避難所運営
- (2) 防災に関する各種訓練や知識の普及、啓発
- (3) その他地域住民の安全を確保するために必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、事業の運営にあたる。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監事
- (5) 専門部長
- (6) 専門部副部長

2 役員には、町内会会員を充て、南町自主防災会基本防災計画の通りとする。

3 役員の任期は、町内会役員の在任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は会を代表し、会の事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 会計は、会の経理を担当する。

4 監事は、会の経理を監査する

5 専門部長は、専門部を総括する。。

6 専門副部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときは、その職務を行う。

(専門部の設置)

第8条 第5条の事業を遂行するため専門部をおく。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は会長が招集し、会議の議長は総会で選出された議長があたり、役員会は会長があたる。

(総 会)

第10条 総会は、町内会総会規約の構成及び成立要件に従う。

2 総会は、年1回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 役員を選任に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、特に必要と認める事項。

4 総会は、前項各号に掲げる事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は、第6条に定める役員をもって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項

(2) その他必要な事項

(経 費)

第12条 本会の運営に要する経費は、町内会の予算をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、町内会監査で一括して行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 附則
1. この規約は、平成31年5月19日から施行する。
 2. 南町防災会会則（平成20年11月15日制定）は廃止する。
 3. このこの規約は令和4年5月15日から施行する。